

# 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場等一覧表 掲載項目について

## 1 事業場名

特定施設等の設置者から県に届出された事業場の名称を掲載しています。

氏名変更届等により名称の変更を届出されたものはその情報を反映していますが、届出の遅延等により設置当初の名称のままになっていることも考えられますので、ご注意ください。

## 2 所在地

特定施設等の設置者から県に届出された事業場の所在地を掲載しております。

所在地の表示については、変更されている場合がありますので、ご注意ください。

なお、市町村合併等により届出後に所在地名称が変更された市町村については、令和5年3月31日現在の市町村名で掲載しています。

## 3 排水量

### (1) 平均

通常の操業状態において排出される一日当たりの平均的な排水の量 (m<sup>3</sup>/日)として届出された値を掲載しています。

### (2) 最大

年間を通じて使用水量の最も多い一日の排水量 (m<sup>3</sup>/日)として、届出された値を掲載しています。

## 4 第5条第1項、第5条第3項、有害物質使用・貯蔵

水質汚濁防止法に基づく届出の根拠となった条項を示しています。

有害物質使用・貯蔵の欄に記載した「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第8項で規定された、「有害物質(水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する、人の健康に係る被害を生ずるおそれある物質。以下同じ。)を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設」です。

また、「有害物質貯蔵指定施設」とは、水質汚濁防止法施行令第4条の4で規定された「有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設」です。

## 5 特定施設

特定事業場に設置されている特定施設の種類を掲載しています。

「特定施設」とは、水質汚濁防止法施行令別表第1等で定められたもので、有害物質または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を含んだ汚水または廃液を排出する施設です。

一覧表の特定施設の種類は、番号による表記を行っています。これは、前述の水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設の番号等を表しています。

一覧表の特定施設については、既に廃止された特定施設も含め掲載されておりますので、ご注意ください。

ただし、下水道に接続した事業場については下水道接続した時点の特定施設の種類の掲載されています。

## 6 最初の届出年月日

水質汚濁防止法または瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく設置（使用）届出・申請がされた年月日であり、同一の事業場で複数の届出がある場合は、最初の届出・申請等の年月日を掲載しています。

## 7 下水道接続年月日

公共用水域（海、河川、湖沼などをいう。）に放流していた特定施設からの排水を下水道に排除することとなった旨、構造変更届出がなされた年月日を掲載しています。この届出がなされた特定事業場については、それ以後下水道法に基づいて市町村の下水道部局に届出がなされ、この一覧表の情報が更新されない場合があります。

※ 下水道に接続されている特定事業場に関する情報は、当該事業場が設置されている市町村の下水道担当部局にお尋ねください。

## 8 全廃止年月日

その事業場に設置された全ての特定施設等の廃止が届出された年月日、もしくは現場確認等により、県によって、事業場の操業廃止が事実上確認された年月日を掲載しています。

※ この一覧表に掲載している項目以外の届出事項等（特定施設等で使用する原材料等）の公開を希望される場合は、福岡県情報公開条例に基づく公文書開示請求を行ってください。